

財団法人 輻射科学研究会

寄 附 行 為

(昭和 21 年 3 月 30 日認可
昭和 22 年 7 月 18 日変更認可
平成 13 年 7 月 18 日変更認可
平成 16 年 7 月 12 日変更認可
平成 17 年 5 月 20 日変更認可
平成 20 年 8 月 5 日変更認可
平成 22 年 6 月 15 日変更認可)

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は財団法人輻射科学研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都府京都市左京区吉田本町 36 番地 1 に置く。

(目 的)

第3条 この法人は輻射科学に関する研究の助成および奨励を行い、その発達を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は第 3 条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 輻射科学に関する研究者もしくは団体に対する、研究ならびに諸施設に必要な資金の交付
- (2) 輻射科学に関する研究ならびに調査
- (3) 輻射科学に関する研究成果の実用化
- (4) 輻射科学に関する研究者の養成
- (5) 輻射科学に関する知識の普及および刊行物の発行
- (6) その他、第 3 条の目的達成に必要な事項

第 2 章 財産および会計

(財産の構成)

第5条 この法人の資産は以下の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、以下に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産として指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第7条 この法人の事業遂行に資する経費は、運用財産をもって支弁する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(財産の管理)

第9条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(事業計画および予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第12条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および評議員会の同意を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担)

第14条 第8条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合以外、ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類および定数)

第16条 この法人に、以下の役員を置く。

理事 5人以上10人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

- 第17条 理事および監事は、評議員会において選任し、理事は理事会において互選で理事長を定める。
- 2 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
 - 3 理事、監事および評議員は、相互に兼ねることができない。
 - 4 監事は、理事または他の監事と親族関係にある者、その他特別な利害関係にある者であってはならない。

(職務)

- 第18条 理事長はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により他の理事がその職務を代理し、またはその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
 - 4 監事は、この法人の業務および財産に関し、以下の各号に規定する業務を行う。
 - (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産および会計の状況または業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること。

(任期)

- 第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決に基づいて、理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員に対しあらかじめ通知するとともに、理事会および評議員会において議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(種類および開催)

- 第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

- 第23条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第26条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもの以外の事項については、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決)

- 第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

- 第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数および出席者氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

- 第29条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。
ただし、評議員の数は理事と同数以上とする。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 評議員には、第19条および第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 - 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもの以外の事項については、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 - 5 評議員会には、第22条第3項、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

- 6 前各項に定めるものの他、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問および賛助会員

(顧問)

- 第31条 この法人に、5人以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の事業を助け、とくに功労のあった者の中から、理事会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会に対して助言する。

(賛助会員)

- 第32条 この法人に、賛助会員を置く。
- 2 賛助会員は、法人、団体または個人で、この法人の定める会費を納付し、かつ理事会の承認を得たものとする。
 - 3 賛助会員は、この法人の事業の運営について、協力する。

第7章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

- 第33条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第34条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

- 第35条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会および評議員会において、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第36条 この法人の事務を処理するため、事務局および必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
 - 3 職員は、有給とする。

(備付け書類および帳簿)

- 第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - (3) 処務日誌
 - (4) 財産目録
 - (5) 理事会および評議員会の議事に関する書類
 - (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (7) 資産台帳および負債台帳
 - (8) 官公署往復書簡
 - (9) 事業報告書および収支計算書
 - (10) 事業計画書および収支予算書
 - (11) 正味財産増減計算書

- (12) 貸借対照表
- (13) その他必要な書類および帳簿
- 2 前項の書類および帳簿は、以下の区分により保存しなければならない。
 - (1) 第1号、第2号、第4号、第5号、第7号および第9号から第12号までのものは永年
 - (2) 第6号のものは10年
 - (3) 第3号、第8号および第13号のものは1年以上
- 3 第1項第1号、第4号および第9項から第12号までの書類ならびに役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第9章 補 則

(委 任)

第38条 この寄附行為に定めるもの以外の事項、ならびにこの法人の運営に関し必要な事項は、理事会および評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、平成13年7月18日より施行する。
- 2 寄附行為変更時に在任する役員および評議員の任期は、第19条第1項の本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、以下の通りである。

理 事	京都帝国大学	教授	加 藤 信 義
理 事	工業試験所	技師	山 部 敬 吉
理 事	京都帝国大学	講師	井 上 勅 夫
監 事			川守田 孝 吉